

ワチラーロンコーン国王がご署名・ご押印をなされた 「衆議院・参議院議員選挙法」官報で公布



ワチラーロンコーン国王がご署名・ご押印をなされた「2018年衆議院・参議院議員選挙法」の公布について、2018年9月12日をもって、王国政府公報ホームページに掲載されました。

本ホームページで公布されたのは「2018年衆議院議員選挙法」及び「2018年参議院議員選挙法」です。衆議院議員選挙法は全178条であり、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行するとしています。選挙執行に関しては、本法の施行の日から起算して九十日以内に政令で定めます。また、選挙期日の指定は、施行の日から起算して百五十日を超えない範囲内において選挙管理委員会により行わなければならないと定めています。

一方、参議院議員選挙法は全99条であり、公布の日から施行するとしています。決まりとして最初の期間において参議院は、国家平和秩序評議会の助言・指名に基づき、国王陛下がご任命をなされた250人の議員で構成します。その議員の選出及び任命については、本法に規定された条件及び手法に基づき、衆議院選挙の期日前少なくとも15日前まで行わなければならないと定めています。

参考サイト：<http://www.radioparliament.net/parliament/viewNews.php?nId=9979#.W7GZomgzZPY>

記事/編集：衆議院事務局 | 国会ラジオ・テレビ放送局 | 国会ラジオニュースチーム

写真：衆議院事務局 | 国会ラジオ・テレビ放送局 | ウオラウィット・ワタナウオンサーワン

翻訳：衆議院事務局 | 外国語支援部 | 日本語通訳・翻訳担当課 | タカウィット ミンクワン